

平塚市環境共生モデル住宅導入補助金交付要綱

(目的等)

第1条 この要綱は、平塚市において環境共生モデル住宅地区の形成を支援し、広くその取組や効果を周知することによって、市域全体へZ E H（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）を普及し、地球温暖化対策に寄与することを目的とする。

2 平塚市が認定する環境共生モデル住宅地区においてZ E Hを導入した者に対し、予算の範囲内で平塚市環境共生モデル住宅導入補助金（以下「補助金」という。）を交付することについては、補助金等の交付に関する規則（昭和54年規則第4号）に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) Z E H（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス） 住宅のく体の断熱性能の向上、設備の省エネルギー性能の向上、再生可能エネルギーの活用等により、年間の空調（暖房・冷房）、給湯、換気及び照明設備に係る1次エネルギー消費量（家電等に係る1次エネルギー消費量を除く。）がネット（正味）でゼロとなることを目指した住宅をいう。
- (2) 環境共生モデル住宅地区 環境共生のモデルとしてZ E Hの建築が見込まれる地区であって、かつ、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
 - ア ツインシティ大神地区土地区画整理事業区域
 - イ 事業者等により一団の土地への住宅の建築等が予定されている地区であって、かつ、Z E H又はこれに類する住宅の複数戸の建築等（既築を含む。以下同じ。）が見込まれる地区
- (3) 国Z E H補助金 国のネット・ゼロ・エネルギー・ハウスに関する補助制度をいう。

(環境共生モデル住宅地区の認定)

第3条 環境共生モデル住宅地区への認定を求める者は、平塚市環境共生モデル住宅地区認定申請書（第1号様式）にその他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提

出するものとする。

2 市長は、前項の規定により申請があった区域について、環境共生モデル住宅地区に該当するときは、平塚市環境共生モデル住宅地区認定書（第2号様式）により認定を行う。

3 市長は、前項の規定により認定を行った地区について、計画の変更等により区域内におけるZEHの建築が見直される場合、その他の環境共生モデル住宅地区に該当しないと判断した場合には、同項の規定による認定を取り消すことができる。

（補助対象住宅）

第4条 補助金の交付の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、環境共生モデル住宅地区に建築等をされるZEHであって、かつ、国ZEH補助金（本事業と同一年度内に実施されるものに限る。）を受けるものとする。

（補助対象者）

第5条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、補助対象住宅の建築等をする事業（以下「補助対象事業」という。）を行う者であって、かつ、次に掲げる要件に該当するものとする。

（1） 補助金の交付申請時に、国ZEH補助金により補助金交付決定を受けていること。

（2） 補助金の交付申請時に、市税を滞納していないこと。

（3） 補助金の交付申請を行う年度内に、当該補助対象事業が完了していること。

2 前項第3号に規定する補助対象事業の完了とは、国ZEH補助金による補助金確定通知書の受領とする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、予算の範囲内で、ZEH1件につき100,000円とする。

（交付申請等）

第7条 補助金の交付申請を行う者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業の着手前に、平塚市環境共生モデル住宅導入補助金交付申請に係る事前着手届（第3-1号様式）に次の（1）に掲げる書類を添え、市長に提出するものとする。補助金申請者が国ZEH補助金の交付決定通知を受領した後、平塚市環境共生モデル住宅補助金交付申請書（第3-2号様式）に次の（2）～（5）の書類を添え、市長に提出

するものとする。この事前着手届及び交付申請書の届出は、補助金の交付決定を確約するものではない。

- (1) 国ZEH補助金の交付申請書
- (2) 国ZEH補助金の交付申請に係る各種書類の写し（実施計画書、交付決定通知書等）
- (3) 工事請負契約書又は住宅売買契約書の写し
- (4) 市税の納入状況確認同意書
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、次条第1項の規定による補助金の交付決定（以下「補助金の交付決定」という。）を受ける前に、前項の規定による補助金の交付申請を取り下げるときは、速やかに平塚市環境共生モデル住宅導入補助金交付取下届出書（第4号様式）を市長に提出するものとする。

3 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請を行うに当たって、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（交付決定の通知等）

第8条 市長は、前条第1項の規定による補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金交付の可否について、平塚市環境共生モデル住宅導入補助金交付・不交付決定通知書（第5号様式）により、申請者に対して通知するものとする。

（補助対象事業の変更等）

第9条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定を受けた後において、当該補助金に係る申請内容を変更し、又は補助対象事業を廃止しようとするときは、速やかに平塚市環境共生モデル住宅導入補助金事業

計画変更等申請書（第6号様式）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による事業計画変更等申請書の提出があった場合には、その補助金の交付の決定を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

3 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更したときは、平塚市環境共生モデル住宅導入補助金変更決定通知書（第7号様式）により補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助対象事業が完了した場合は、平塚市環境共生モデル住宅導入補助金実績報告書（第8号様式）に次の掲げる書類等を添えて、速やかに市長に提出するものとする。

（1） 国ZEH補助金の実施報告に係る各種書類の写し（実施報告確認写真、補助金確定通知書等）

（2） 補助対象住宅に係る費用を支払ったことが分かる書類

（3） その他市長が必要と認める書類

（補助金の請求）

第11条 補助事業者は、前条の規定による報告を行った後において、平塚市環境共生モデル住宅導入補助金交付請求書（第9号様式）により、市長に対して補助金を請求することができるものとする。

2 市長は、前項の規定により請求があったときは、その内容を審査し、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第12条 市長は、補助金の交付決定後に申請者が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、補助金の交付決定を取り消すことができるものとする。

（1） 偽りその他の不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（2） 補助金を他の用途に使用したとき。

（3） 補助対象事業を廃止したとき。

（4） この要綱その他法令等の規定に違反したとき。

（5） 市長の指示に違反したとき。

2 前項の規定は、補助金の交付後においても適用するものとし、当該補助金の交付決定を取り消したときは、平塚市環境共生モデル住宅導入補助金交付決定取消通知書（第10号様式）により通知するものとする。

（補助金の返還）

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し期限を定めて当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（財産処分の制限）

第14条 補助事業者は、国ZEH補助金により取得財産の処分を制限された期間（以下「財産処分制限期間」という。）、国ZEH補助金により処分を制限された取得財産を処分しないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、財産処分制限期間に当該処分を制限された取得財産を処分しようとするときは、あらかじめ平塚市環境共生モデル住宅導入補助金財産処分届出書（第11号様式）を市長に提出するものとする。

（財産処分制限期間内の補助金の返還）

第15条 補助事業者は、財産処分制限期間に、当該処分を制限された取得財産を処分することにより補助対象住宅のZEHとしての効果が継続されなくなった場合であって、かつ、市長から請求があったときは、既に交付された補助金の全部又は一部を返還するものとする。

（協力）

第16条 補助事業者は、地球温暖化対策又はエネルギー政策のため、当該住宅のエネルギー使用量の報告等を求められたときは、積極的に協力するものとする。

2 補助事業者は、平塚市が行う環境に関する施策への協力に努めるものとする。

（補助対象からの排除）

第17条 市長は、平塚市暴力団排除条例（平成23年条例第9号）第8条に規定する必要な措置として、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助対象者とししないものとする。

（1） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるとき。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団であるとき。

2 市長は、補助事業者が前項各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

3 市長は、必要に応じて、申請者又は補助事業者が第1項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(有効期限)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日の属する年度以前の年度の予算に係る補助金については、同日後もなおその効力を有する。

附 則 (令和2年3月25日決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則 (令和3年3月25日決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。